

# まん延防止等重点措置区域に 指定されています

鶴ヶ島市は、埼玉県の指定により、7月20日からまん延防止等重点措置対象区域となっています。

引き続き、感染症対策を徹底してください。

詳細は、市のホームページをご確認ください。また、埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請の詳細については、県のホームページをご確認ください。

※ 市内公共施設の利用方法について、変更が生じる可能性があります

## 市長から市民の皆さんへのお願い

県境をまたぐ移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えてください。

外出・移動時は、可能な限りの感染防止対策を講じた上で、目的の場所以外に立ち寄らず、直行直帰を徹底してください。

家族を守るため、基本的対策の徹底をお願いします。

市HPはこちら



県HPはこちら

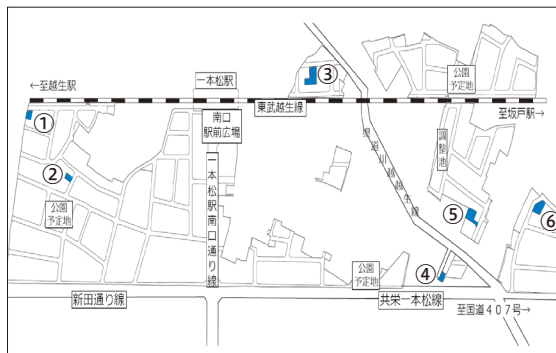


## 区画整理地内の保留地公売のお知らせ

問合先 区画整理課事業担当

### 一本松地区

番号	面積、公売価格など
①	約109㎡、519万9300円 一本松駅から徒歩約8分
②	約121㎡、836万1100円 一本松駅から徒歩約6分
③	約333㎡、1445万2200円 一本松駅から徒歩約2分
④	約100㎡、440万1000円 一本松駅から徒歩約8分
⑤	約278㎡、1351万800円 一本松駅から徒歩約8分
⑥	約215㎡、1040万6000円 一本松駅から徒歩約10分



坂戸都市計画事業一本松土地  
地区画整理事業地内および若  
葉駅西口土地地区画整理事業地  
内の宅地(保留地)を抽選で公  
売します。

**抽選参加申込み受付期間**  
8月2日(月)～10月18日(月)8時  
30分～17時(平日のみ)

**受付場所** 区画整理課

### 若葉駅西口地区

番号	面積、公売価格など
①	約223㎡、3612万6000円 若葉駅から徒歩約6分
②	約76㎡、1178万円 若葉駅から徒歩約6分
③	約179㎡、2828万2000円 若葉駅から徒歩約6分
④	約129㎡、2064万円 若葉駅から徒歩約6分
⑤	約110㎡、1441万5000円 若葉駅から徒歩約7分



**抽選日** 11月8日(月)

**抽選場所** 市役所5階会議室

**注意事項**  
抽選参加を申し込む方は、書類の提出が必要ですが、詳細は、市ホームページまたは区画整理課で配布している「保留地公売案内」で確認してください。

## ひとり親家庭等医療費・児童扶養手当

問合先 こども支援課子育て支援担当

ひとり親家庭などを対象に、ひとり親家庭等医療費助成制度や、児童扶養手当の支給制度があります。該当する場合は、お早めにお問い合わせください。

**対象** 対象児童の属する、ひとり親家庭または準ずる家族  
※ 児童が児童福祉施設などに入所している場合を除く  
※ 所得制限あり

**期間** 対象児童の年齢18歳に達した日の属する年度の3月31日まで

※ 一定の障害がある場合は、20歳未満まで

### ひとり親家庭等医療費

健康保険対象の医療費の一部を助成します。

※ 健康保険への加入が必要です(生活保護受給者は除く)

### 児童扶養手当

**支給額** 1万180円～4万3160円、第2子加算5100円～1万190円、第3子以降加算3060円～6100円

※ 所得などにより、金額が決定します

### 児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当の認定を受けている方(手当支給停止中の方も含む)は、現況届の提出が必要です。

現況届は、年1回、手当の支給要件に該当しているかを確認するものです。現況届の提出がない場合は、9月分以降の手当が受けられなくなります。

なお、該当者へは案内を送付します。案内に記載されている必要書類を持参の上、こども支援課窓口にお越しください。

**受付期間** 8月2日(月)～31日(火)(日曜日、祝日を除く)

**受付時間** 8時30分～17時15分(土曜日は12時まで)



## 特別児童扶養手当の所得状況届

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

特別児童扶養手当を受給している方は、8月中に所得状況届の提出が必要となります。この届は、引き続き手当の支給要件に該当しているかを確認するための届け出です。

提出がない場合は、8月分以降の手当を受給できませんので、必ず提出してください。

**提出期限** 8月27日(金)

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)

問合先 こども支援課子育て支援担当

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を給付します。

### 対象

① 令和3年4月分の児童手当受給者または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方  
② 対象児童(令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障害児の場合は20歳未満)の養育者で、ア・イのいずれかに該当する方

ア 令和3年度分の住民税均等割が非課税の方  
イ 新型コロナウイルス感染

症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方  
※ ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金を受け取った方は、この給付金は対象となりません

### 給付内容

対象児童1人あたり5万円

### 申請

**対象①** 申請不要です(支給開始しています)。

**対象②** 市ホームページなどで受給資格を確認の上、申請してください。

なお、支給停止中の方も必ず提出してください。

手続きが必要な方には案内を送付しますので、記載されている必要書類を障害者福祉課窓口を持参していただくか、郵送での提出をお願いします。

## 鶴ヶ島市×PayPayでポイント還元＆「鶴ヶ島市高齢者応援クーポン券」利用開始！

問合せ 産業振興課商工労政担当(PayPayポイント)、健康長寿課高齢者福祉担当(クーポン券)

### 鶴ヶ島市×PayPay ポイント還元キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内経済の活性化と新しい生活様式による非接触での決済を推進するため、PayPay(株)と連携した地域経済活性化ポイント還元事業を実施します。

**実施期間** 8月1日(日)～31日(火)

**内容** 期間中に、市内対象店舗で非接触型決済サービス「PayPay」を利用した方に、支払金額の最大30%のボーナス(上限：3000円相当/回、1万5000円相当/期間中)を付与します。

※ 対象店舗における、PayPay残高、PayPay決済に紐づけたヤフーカード、またはPayPayあと払い(一括のみ)による決済が対象です

※ ボーナスの付与は、支払日の翌日から起算して30日後です

※ 税金の納付、行政サービス利用料、商品券、プリペイドカード、回数券その他の有価証券、調剤、保険適用医療費などの支払いは対象となりません

#### 対象店舗

市内の中小事業者(スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどのチェーン店、調剤薬局、金券、鉄道、病院・医院、保険・保険代理店、行政サービス(利用料、納税、水道料金、寄附など)、介護施設、郵貯サービスなどを除く)

※ 対象店舗には、キャンペーン用のポスターやのぼりが掲出されます。PayPayアプリ内の地図からも確認できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください(随時更新)

※ PayPayアプリの登録や使用方法などについては、PayPayホームページをご確認いただくか、カスタマーサポート窓口(☎0120・990・634)にお問い合わせください



市HPはこちら

対象店舗は、このポスターとのぼりが目印！



#### 登録方法 簡単1分

まずは PayPayアプリをダウンロード!

1. PayPayアプリの登録画面に進みます。
2. SMS(メッセージ)で認証コードを受信します。
3. 受信した4桁の認証コードを入力します。
4. 登録完了です。

※ 登録後は、「銀行口座の連携」や「セブン銀行、ローソン銀行ATM」でチャージが必要です



取扱店ポスター

クーポン券

### 鶴ヶ島市高齢者応援クーポン券

市内飲食店などで利用できる「鶴ヶ島市高齢者応援クーポン券」(3000円分)を、65歳以上(※)の市民の方に、7月下旬に郵送で配布しました。

クーポン券の利用期間は、8月1日(日)から12月31日(金)までとなっていますので、お早めにご利用ください。利用可能店舗は市ホームページをご覧ください(随時更新)。

※ 令和3年度中に65歳以上になる方(昭和32年4月1日以前生まれ)が対象



市HPはこちら

## 令和3年社会生活基本調査の実施について

問合せ先 政策推進課統計担当

総務省統計局(埼玉県)では、10月20日時点での社会生活基本調査を実施します。社会生活基本調査は、1日の生活時間や過去1年間の活動の状況など社会生活の実態を明らかにし、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、少子高齢化対策、男女共同参画社会の形成など、各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的とした統計法に基づく基幹統計調査です。

調査員が調査をお願いする

世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、回答をお願いいたします。

**基準日** 10月20日(水)

**実施方法** 10月上旬から中旬にかけて調査員が訪問します。

**調査対象** 統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約9万1000世帯(10歳以上の世帯員約19万4000人)

## 鶴ヶ島市職員募集

問合せ先 人事課人事担当

市では、令和4年4月1日付けで採用予定の市職員の採用試験を行います。

**採用職種・人数**

- 一般行政職(事務) 9人程度
- 一般行政職(土木) 2人程度
- 一般行政職(福祉) 2人程度
- 一般行政職(福祉)【職務経験者】 1人程度
- 一般行政職(学芸員) 1人程度
- 保健師【職務経験者】 1人程度
- 一般行政職(障害者対象) 若干名

**受験資格** 市ホームページをご覧ください。

**申込方法** 人事課へ持参または郵送

**申込受付** 7月26日(月)～8月10日(火)

※ 郵送は申込期間内必着

**第1次試験日** 9月19日(日)

※ 採用試験案内、申込書類は人事課、若葉駅前出張所および各市民センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます

## インクカートリッジの里帰りを応援しよう

問合せ先 生活環境課環境推進担当

市では、ごみの減量化と資源の再利用に向けた5R(※)の普及啓発活動に積極的に取り組む観点から、プリンターメーカーが主催する「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加しています。庁舎1階ロビーに家庭用インクカートリッジ回収箱を設置していますので、ご家庭に使用済のインクカートリッジがありましたらお持ちいただき、身近なリサイクルにご協



力をお願いします。

**対象メーカー** ブラザー、キヤノン、エプソン、日本HP

※ 5R  
リデュース(ごみになるものは受け取り拒否)、リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再利用)、Repair(修理し使う)、リサイクル(再生利用)の総称

## 駐車監視員活動ガイドラインが変更されます

問合せ先 西入間警察署交通課 ☎284・0110

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、圏央鶴ヶ島インターチェンジからゴルフ競技会場までの選手搬送路を駐車監視員活動ガイドラインに加え、取締り重点路線とします。また、同大会終了後には、ガイドラインから削除します。

詳しくは、県警ホームページまたは西入間警察署交通課へお問い合わせください。

取締り重点路線

## テレビ・パソコンなどの処分

問合せ 生活環境課環境推進担当

### 特定家庭用機器の処分

特定家庭用機器(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)については、ごみ集積所には出すことはできませんので、次の①～③のいずれかの方法で処分をお願いします。

①買ったお店または、買い替えるお店に相談し、処分する  
②自分で指定引取場所(※)に持ち込む

・郵便局で「家電リサイクル券」を購入する(廃棄物1台につき、「家電リサイクル券」1枚)

・指定引取場所に連絡し、搬入受付日時を確認し搬入する  
③業者に引き取りに来てもらう

・②と同様に家電リサイクル券を購入する  
・特定家庭用機器取扱いの業者(※)に依頼する

※ 2021年度版ごみと資源の分け方・出し方7ページをご覧ください。市ホームページにも特定家庭用機器取扱いの業者一覧が掲載されています。料金は、依頼業者にお問い合わせください

### リサイクル料金

リサイクル料金は、(財)家電製品協会家電リサイクル券センターに電話(☎0120・319640)、またはホームページで確認してください。なお、郵便局にある備え付けの冊子「家電リサイクル券システム 郵便局手続き用リサイクル料金表(税込)」でも確認できます。

### パソコンの処分

パソコンは、ごみ集積所に出すことができません。また、分解して川角リサイクルプラザに持ち込んでも、受け入れはできません。パソコンの処分については、各メーカーの窓口で依頼するか、メーカーが不明の場合は「パソコン3R推進協会(☎03・5282・7685)」にご連絡ください。



詳細はこちら

## 道路の測量に伴う立ち入りにご協力ください

問合せ 道路建設課道路管理担当

新しい道路や幅が広がった道路について、道路の台帳を修正するため測量を行います。

この測量にあたっては必要に応じて、私有地に立ち入らせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、市委託の測量業者が私有地に立ち入る場合は、必ず身分証明書を携帯していただきます。ご不明な点がありましたら、証明書の提示を求めら、道路建設課までお問い合わせください。



期間 8月上旬～令和4年1月21日(金)

## 8月は「道路ふれあい月間」です

問合せ 道路建設課道路管理担当

私たちが普段何げなく利用している道路は、日常生活に欠かせない大切なものです。近年は、健康志向の高まりにより、ジョギングやウォーキング、自転車愛好者の道路利用が増えてきました。

市民の皆さんが、道路をより安心、安全に利用できるよう、次の事項を守り、道路の正しい利用を心掛けましょう。

・道路上に樹木や草・生け垣などが出ていると、見通しが悪く、歩行者や車の通行の際

に大変危険です。土地所有者は必要に応じて、枝のせん定・草刈りなどをお願いします。

・歩道や路肩に、看板・商品・自転車・自動車などを置くと、歩行者や緊急車両(救急車・消防車など)の通行の妨げとなるのでやめましょう。

・道路上に乗り上げブロックがあると、歩行者や自転車の転倒事故の原因になりますので、撤去をお願いします。歩道に接した土地の出入口の段差は、市の許可を得て切り下げ工事を行ってください。